

事業主・労働者の皆様へ

～偽造の疑いのある技能講習修了証にご注意を～



その
修了証
使わないで!



技能講習修了証を真似て偽造したと思われる書類が全国的に出回っている可能性があるのご注意ください。

神奈川県労働局に登録がない

「産業安全教育センター」

という名称（架空所在地）で、フォークリフトや車両系建設機械等の就業制限業務のほか、作業主任者に係る講習を実施したかのように装っていますが、これらは、すべて無効となります。

別紙のような書類を用いて、有資格者を装い運転業務を行った者や運転を行わせたり、作業主任者を選任したりした事業者は労働安全衛生法違反となるほか、作成者などを刑事告発する場合があります。

技能講習は、都道府県労働局に登録している登録教習機関のみでしか受講することが出来ませんので、ご注意ください。

なお、神奈川県労働局では、このような技能講習修了証を真似て偽造しているものと思われる書類の回収作業を進めています。

みなさまからの情報提供とご協力を何卒お願いいたします。

連絡先：神奈川県労働局 安全課

☎ (045) 211-7352

お問い合わせ・情報提供は最寄りの監督署または労働局までご相談を！

見分けるポイント①
「〇〇労働局長の登録教習機関」
であること示す文言がない

見分けるポイント②
「技能講習修了証」
の文言がない

見分けるポイント③
「修了者番号」がない

産業安全教育センター 産業安全
〒〇〇〇-〇〇 神奈川県 〇〇〇〇
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇

氏名
大 昭 平
年 月 日生

本籍地

住 所

産業安全
教育

スタンプ

朱印

エンボス加工

裏面

フォークリフト運転業務
令20 法61,76
車両系建設機械(整地・運搬)
令20-12 法61-4

産業安全
教育

ミ
ニ
ス
タ

② 令和期に発行されたもの

裏面

証 修 習 講 能 技	
氏 名	
生年月日	
本 籍 地	
住 所	
交 付 日	
産業安全教育センター 〒0000-00 神奈川県0000000000 	

講習の種類	修了証番号	修了年月日
○○○○○○○作業主任者		
○○○作業主任者		
注意事項 1. 本修了証は、大切にし、作業中は必ず携帯すること。 2. 本修了証を滅失し、又は損傷したときは、再交付を受けること。 3. 備考の欄は、本人において記入しないこと。		
備考：		

※ 平成 29 年 4 月 1 日以降交付分は記載廃止

本リーフレットのダウンロードはこちら→

